

答 申 第 8 号

鎌情・個審査第34号  
平成23年 1月31日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 千 葉 準 一

平成22年3月19日付け鎌建指第758号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する異議申立てについて

## 1 審査会の結論

異議申立人による「東京高等裁判所平成21年（行コ）第310号事件の建築物の建築基準法第43条第1項ただし書の許可を通知した文書（決裁文書を含む。）」（以下「本件文書」という。）の公開請求に対して鎌倉市長が平成21年12月18日付けで行った行政文書一部公開決定処分については、非公開とした部分のうち、東面立面図、西面立面図、南面立面図及び北面立面図（以下「立面図」という。立面図中の一級建築士の印影部分を除く。）、公図の写し（新一2）（以下「公図写し」という。）に記載されている土地所有者の氏名及び住所並びに「事業区域実測図（新一2）」（鎌倉市岡本二丁目78-1外5筆の実測図をいう。以下「事業区域実測図」という。）に記載されている測量業者登録番号については、公開することが妥当である。

## 2 異議申立人の主張の要旨

### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立人が、平成21年12月8日付けで鎌倉市情報公開条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、鎌倉市長に対し本件文書について行った公開請求に対して、平成21年12月18日付け鎌倉市指令建指第15号で異議申立人に対して通知した行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を取り消す、との決定を求めるものである。

### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、異議申立ての理由は次のとおりである。

#### ア プライバシー保護に限定した条例の運用について

条例は、特定の個人を識別できる情報は原則として非公開とする個人識別型を採用している。個人識別型では、本来保護する必要のない情報も非公開となることから、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」や「法令等の規定または慣行により公にされ、または公にすることが予定されている情報」など、個人識別情報であっても、保護する必要性が乏しいものはあえて公開する情報とし、非公開情報から除いている。本件処分において、鎌倉市長は、個人識別情報に該当するとの理由だけで非公開とする判断をした結果、本来公開されるべき情報まで一部公開されない状況が生じた。このような事態を避けるためには、何がプライバシーとして保護されるべき情報かを考慮して公開・非公開の判断をすべきであり、個人識別型条例であっても公開が原則との視点で運用すべきである。

イ 公図写しに記載された土地所有者の氏名について

平成15年（行ヒ）第295号公文書非公開決定処分取消等請求事件最高裁判決、神奈川県情報公開審査会答申第343号及び第344号（平成19年9月19日）などにおいて、土地所有権移転情報は非公開情報に該当しないとの判断がなされている。土地所有権移転情報は不動産登記簿に記載され、公にされていることから公図写しに記載されている個人土地所有者の氏名は、条例第6条第1号アの「法令等の規定により、又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」に該当し、公開するべきである。また、法人土地所有者の情報を誤って非公開としたことは、許されない行為である。

ウ 平面図について

本件開発事業に関する近隣住民への説明資料として設計者が平面図を配付していることは、平面図を公開しても設計者の不利益にはならないと設計者自ら判断したものと考えられる。また、実施機関が提出した平面図が、住民に配布された図面に比べてより詳細なものであったとしても、A3程度の大きさの図面であるならば、付加された情報量が著しく増加したとは考えられないし、一般的なマンションの間取り程度のものを表示しているだけであれば、それは、設計者のノウハウとまではいえない。

したがって、平面図は、条例第6条第2号アの「公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」には該当しない。

エ 掘削状況が分かる図面について

開発事業において、どのように掘削するかを示す図面は、概略的なものであれば設計者のノウハウがあるとはいえない。より詳細なものでノウハウがあるといえる場合であっても、市民の生命、財産等に直接に関わる情報として公開するべきである。

オ 事業区域実測図に記載されている測量業者登録番号について

事業者の測量業者登録番号を誤って非公開としたことは、許されない行為である。本件処分に係る平成21年12月18日付け鎌倉市指令建指第15号行政文書一部公開決定通知書（以下「一部公開決定通知書」という。）において、測量業者登録番号を公開しない部分として明示することなく非公開とした手続きは違法ないし不当である。

### 3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件文書を一部公開とした理由は、次のとおりである。

#### (1) 公図写しに記載された土地所有者の氏名等について

建築基準法第43条第1項ただし書許可の審査に必要な土地所有者の情報は、不動産登記簿の全部事項証明書に記された内容と公図に示された土地の形状、位置関係及び地番で足りる。しかし、申請書に添付された公図には、申請に関係のない土地所有者の氏名及び住所が記載されていたため、条例第6条第1号の個人に関する情報のうち戸籍的事項に関する情報に該当すると判断し、これらを非公開とした。

なお、法人土地所有者に係る部分については、誤って非公開としたもので、公開することが妥当であったと判断している。

#### (2) 平面図について

平面図は、地下3階から地上9階までの各階毎の住居の間取り等が記載されている12枚の図面の総称であり、住居の間取り等は条例第6条第1号の個人に関する情報のうち個人の生活に関する情報に該当すると判断し、非公開とした。本件平面図に係る建築物が実際に建築されるかは未確定であるが、将来当該建築物に住む人のプライバシーに配慮する必要があると判断した。

また、平面図には、建築等の設計に関する情報である設計者等の考案・工夫等が表示されており、条例第6条第2号アの公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当すると判断し、非公開とした。

なお、異議申立人は、平面図が既に公開されていると主張するが、それは、近隣住民への説明資料として事業者により配付された建築物の基準階の平面図である。本件平面図は、基準階の平面図に比べ、より詳細な情報が記入されており、両者は異なる図面である。

#### (3) 断面図について

本件文書は、建築基準法第43条第1項ただし書に規定する建築物の敷地等と接道に関するものであるから、本件文書には掘削状況を示す書類は存在しない。

また、断面図は、建築物の断面を3つの方向から記した断面図1・3・4の総称であり、間取り等に加え、エレベーターホール、駐車場の位置などが記載されており、建築等の設計に関する情報である設計者等の考

案・工夫等が表示されていることから、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

さらに、断面図には、掘削状況等に関する記載はなく、条例第6条第2号ただし書に規定する人の生命、財産等に関わる情報ではない。

したがって、断面図は、非公開とした。

(4) 事業区域実測図に記載されている測量業者登録番号について

測量業者登録番号は、誤って非公開としてしまったもので、公開することが妥当であったと判断している。また、本件処分を通知した一部公開決定通知書でこれを公開しない部分として明示しなかったことは、手続き上の誤りであった。

(5) 立面図について

立面図については、当初、建築物がまだ完成していないため、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと判断し、非公開とした。

しかし、建築物が完成すれば公衆の目に触れ、その内容が誰にでも分かること、立面図を公開している近隣自治体があること、近隣住民に計画内容を知らせる過程で立面図の一部が既に公にされていることを考慮し、公開しても当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが少ないと考えられるため、公開することが妥当であったと判断している。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取し、審議した結果、次のように判断した。

(1) 本件文書について

ア 本件文書の特定について

本件文書の内容及び非公開とされた部分は、別紙1のとおりである。

イ 異議申立人が公開を求めている部分について

異議申立人は、本件文書中の別紙1表3の非公開部分（一級建築士の印影部分を除く。）について公開を求めているため、その主張の是非につき、順次検討する。

(2) 条例第6条該当性について

条例第6条は、公開請求のあった行政文書について、実施機関が請求者に対して公開義務があることを原則としている。しかし、実施機関が保

有している行政文書の中には、公開することにより個人のプライバシーを侵害するおそれのある情報、行政の公正又は円滑な執行を著しく困難にするおそれのある情報、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により公開を禁じられている情報などがあるため、実施機関として請求者に対しても公開できないこれらの非公開情報の範囲を定め、同条各号に掲げている。

条例第6条第1号は、非公開情報として個人に関する情報のうち、特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を特定することはできないが、公開することより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを掲げた上で、同号アにおいて、法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報については、例外的に公開することと規定している。

また、条例第6条第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、又はイ 実施機関の要請を受けて、公開しないことを条件に任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものを非公開情報として掲げた上で、同号ただし書において、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報については、公益上の観点から、例外的に公開することと規定している。

ア 公図写しに記載された土地所有者の氏名等について

公図写しは、事業者が、公図を加工して開発区域及びこれと隣接する土地について地番ごとに土地の所有者等を識別できるようにしたもので、建築基準法第43条第1項ただし書の許可申請の手続きの際に添付された図面である。

当該許可申請の際に添付すべき図面等は、「建築基準法の施行に関する規則」第2条に定めがあり、同条第3項において、「省令第10条の4第1項の規定により市長が定める図書又は書面は、第1項の表に掲げる図面のほか審査に必要な図書とする。」と定め、この「審査に必要な

図書」として、実施機関は公図の写しと不動産登記簿の全部事項証明書  
の提出を求めてきたことが認められる。

建築基準法第43条第1項ただし書の許可申請の手続きをするに当た  
っては、当該建築が開発事業に該当することから、「鎌倉市開発事業等  
における手続及び基準等に関する条例」に基づく開発事業の事前相談が  
必要となる。事業者による事前相談は、「鎌倉市開発事業等における手  
続及び基準等に関する条例の手引き」に従って行われる。この事前相談  
に必要な提出図面等の一つが「公図の写し」であり、「開発区域及びそ  
の筆に隣接する筆の地名、地番、地目、地積、所有者の住所及び氏名を  
明示（すること）。」とされている。事業者はこの手引きに従って作成  
した公図写しを本件申請に必要な添付書類として転用したものと考えら  
れる。また、実施機関は、この手引きに従って所有者の住所及び氏名が  
明示された公図写しがあれば、通常の「公図の写し」と不動産登記簿の  
全部事項証明書がなくても審査に支障がないと判断し、受理したと認め  
られる。このような事情から、公図写しに記載された氏名及び住所の記  
載は、不動産登記簿の全部事項証明書に記載された内容と同一のものと  
推定することができる。

土地所有者に関する情報のうち個人土地所有者の氏名及び住所につい  
ては、条例第6条第1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識  
別することができるものであるが、不動産登記法により何人も閲覧する  
ことが可能な不動産登記簿に記載された情報であり、同号ただし書アに  
該当し、公開することが妥当である。

また、実施機関は、公図写しに記載された土地所有者である法人の名  
称及び所在地に関する部分を非公開とした。土地所有者である法人の名  
称及び所在地は、何人でも閲覧することが可能な情報であり、条例第6  
条第2号の法人等に関する情報のうち、同号ア及びイのいずれにも該当  
しないことから公開することが妥当である。

実施機関は、一部公開決定通知書において法人の名称及び所在地を公  
開しない部分として明示しなかった。公開請求に係る行政文書の一部を  
非公開にする場合、非公開にする部分と非公開にする理由を明らかにし  
なければならないとする趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正性及び妥  
当性を担保し、その恣意を抑制するとともに、公開請求者に不服申立て  
の便宜を与えるためのものであり、情報公開制度の適正な運営のために  
欠くことのできない手続きである。このことを鑑みると、今回のような

事務処理は、情報公開制度の適正な運営上問題があると言わざるを得ない。

#### イ 平面図について

平面図は、事業者が、建築基準法第43条第1項ただし書に規定する許可を受けるため特定行政庁である鎌倉市長に提出した、建築予定であった建築物の地下3階から地上9階の各階について、各階ごとの住戸の間取り、各室の用途、各室の大きさ、廊下位置等を明示した文書の総称であり、法人等に関する情報に該当する。そこで、これが、法人等に関する情報のうち条例第6条第2号アに規定する非公開事由である「当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報に該当するか否か検討する。

平面図は、事業者が、顧客のニーズに応えるべく、建築予定の敷地の諸条件を勘案し、間取りや外観、安全性などを考慮して作成したものであり、どの程度の独自性を有しているか必ずしも明らかではないが、全体として作成者のノウハウ性又は創意工夫が認められる。

なお、本件の特殊性として、本件請求に係る建築物について、開発行為許可を取り消した神奈川県開発審査会の判断が妥当であるとの判決（平成21年（行コ）第310号開発行為許可取消裁決の取消請求控訴事件、東京高等裁判所平成22年3月30日）が確定し、新たに建築予定地に本件図面どおりの建築物は建てられないという事実がある。しかし、この事実を踏まえても、平面図については、本件と類似した状況の傾斜地などを開発する場合に、転用することが可能であり、事業者にとって平面図は、なお保護に値する事業上の利益があると評価し得る。

また、異議申立人は、「平面図は、本件開発事業に関する近隣住民への説明資料として設計者が配付しており、このことは、平面図を公開しても設計者の不利益にはならないと設計者自ら判断したものと考えられる。」と主張し、平成22年4月20日付け異議申立人意見書の添付書類として「近隣住民への説明資料のうち平面図の抜粋部分」（以下「異議申立人提出平面図」という。）を提出している。当審査会でインカメラ審査をしたところ、平面図は、異議申立人提出平面図と比べ、記述されている情報量も多く、同じ図面とは認め難いとの結論に達した。

したがって、平面図は、条例第6条第2号アに該当し、非公開とすることが妥当である。

#### ウ 断面図について



断面図は、事業者が、鎌倉市長に提出した、建築物の断面を3つの方向から記した図面の総称であり、住戸の配置、床の高さ、各階の天井の高さ及び建築物の高さ等に加え、エレベーターホール、駐車場の位置などが記載されており、法人等に関する情報に該当する。そこで、これが条例第6条第2号アの非公開事由に該当するか否か検討する。

断面図は、事業者が、顧客のニーズに応えるべく、建築予定の敷地の諸条件を勘案し、建築物の外観、安全性などを考慮して作成した図面であり、全体として作成者のノウハウ性又は創意工夫が認められる。また、建築予定地に本件図面どおりの建築物は建たないが、断面図の一部は他の開発事業に転用が可能と考えられるため、事業者にとって、なお保護に値する事業上の利益があると評価し得ることは、平面図の場合と同様である。したがって、断面図は、条例第6条第2号アに該当する。

なお、異議申立人は、「断面図あるいは開発事業においてどのように掘削するかを示す図面について、ノウハウ性があるといえる場合であっても、市民の生命、財産等に直接に関わる情報として公開するべきである。」と主張している。当審査会でインカメラ審査をしたところ、断面図には、異議申立人が主張するような開発行為における掘削の状況を示す情報の記載はなく、また本件文書の中にも開発事業においてどのように掘削するかを示した他の図面の存在も確認できなかった。したがって、断面図は、条例第6条第2号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる」情報には該当しない。

以上から、断面図は条例第6条第2号アに該当し、非公開とすることが妥当である。

#### エ 事業区域実測図に記載されている測量業者登録番号について

測量業者登録番号は、測量法第55条の5の規定により、測量事業を営むための登録を受けた業者に付与され、測量業者登録簿（以下「登録簿」という。）に記載される。登録簿は、同法第55条の12により、公衆の閲覧に供さなければならないことになっており、測量業者登録番号は、何人も閲覧することが可能な情報であり、条例第6条第2号の法人等に関する情報のうち、ア及びイのいずれにも該当しないことから公開することが妥当である。

実施機関は、誤って測量業者登録番号を非公開とし、一部公開決定通知書でこれを公開しない部分として明示しなかった。当審査会としては、

公開・非公開の決定に当たり、慎重な判断を強く実施機関に求めるとともに、公開決定通知書の記載についても、請求者の立場に立った正確な表記を求めるものである。

オ 立面図について

立面図は、事業者が、鎌倉市長に提出した、完成後の建築物の外観について東西南北の4方向から記した図面で、法人等に関する情報である。

実施機関は、立面図について、建築物がまだ完成していないため、条例第6条第2号アに該当すると判断し、非公開とした。その後、平成22年6月1日に行われた実施機関による行政文書一部公開決定理由の説明において、実施機関は、当審査会に対し、建築物が完成すれば公衆の目に触れ、その内容が分かること、立面図を公開している近隣自治体があること、近隣住民に計画内容を知らせる過程で立面図の一部が既に公にされていることを考慮し、立面図を公開しても当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが少ないと考え、立面図については公開することが妥当であったと、述べている。

以上の実施機関の説明を踏まえ、当審査会としては、公開することが妥当であると判断する。

以上のとおりであるので、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(別紙1)

本件文書の一覧

異議申立人が公開請求をした「東京高等裁判所平成21年(行コ)第310号事件の建築物の建築基準法第43条第1項ただし書の許可を通知した文書(決裁文書を含む。)(以下「本件文書」という。))に対して、実施機関が平成21年12月18日付けで行った行政文書一部公開決定処分で、一部公開した文書の内容は次のとおりである。

[本件異議申立ての対象外の文書]

1 全部公開した文書(表1)

	公開した文書の名称
①	法第43条第1項ただし書き許可(接道許可)申請審議票(受理年月日平成18年5月10日、受理番号第2-12号)
②	関係課等調査票(平成18年5月9日付け)
③	許可通知書(案)第2-12号
④	土地登記簿全部事項証明書(3筆)
⑤	建築制限解除承認通知書(平成18年5月9日付け鎌開指第10-2号)

2 部分公開した文書(表2)(鎌倉市情報公開条例第6条第1号又は第2号アに該当)

①・②の法人の代表者印、③～⑨の一級建築士の印影以外の部分を公開した。

	部分公開した文書の名称
①	許可申請書(建築物)第1面から第3面まで 平成18年5月10日付け
②	委任状 平成18年5月10日付け
③	全体面積表
④	位置図(案内図)(新一2)
⑤	土地利用計画図(配置図)(新一2)
⑥	現況図(新一2)
⑦	接道検討図(新)
⑧	公共施設新旧対象図(新一2)
⑨	配置図

[本件異議申立ての対象文書]

3 部分公開した文書（表3）（鎌倉市情報公開条例第6条第1号又は第2号アに該当）

本表文書の非公開部分のうち一級建築士の印影は、異議申立ての対象となっていない。

	文書種類	文書の名称	主な明示事項	非公開とした部分
①	公図写し	公図の写し (新—2)	公図に事業区域及びその周辺土地の所有者氏名と住所を記載した図面	・所有者の氏名及び住所 ・一級建築士の印影
②	実測図	事業区域実測図（新—2）	事業区域の実測図	・測量業者登録番号 ・測量士氏名 ・一級建築士の印影
③	地盤面算定図	法第53条第3項の地盤面算定（容積緩和算定）	B3階、B2階の地盤面算定に関する事項	・B2階断面図 ・B3階断面図 ・一級建築士の印影
④	平面図	B3階平面図（新） B2階平面図（新） B1階平面図（新） 1階平面図（新） 2階平面図（新） 3階平面図（新） 4階平面図（新） 5階平面図（新） 6階平面図（新） 7階平面図（新） 8階平面図（新） 9階平面図（新）	各階ごとの住戸の間取り、各室の用途、各室の大きさ、廊下位置等を明示した図書中の間取り等図面部分	建築士事務所名、一級建築士の氏名、登録番号、摘要欄及び図面表題部を除いた部分
⑤	機械式駐車場装置納まり図	機械式駐車場装置納まり図（新）	立体駐車場入り口部断面図、立体駐車場平面図	建築士事務所名、一級建築士の氏名、登録番号、摘要欄及び図面表題部を除いた部分

⑥	立面図	東面立面図	東西南北それぞれの方角から建築物の完成後の様子を記載した図書	建築士事務所名、一級建築士の氏名、登録番号、摘要欄及び図面表題部を除いた部分
		西面立面図		
		南面立面図		
		北面立面図		
⑦	断面図	断面図 1	住戸の配置、床の高さ、各階の天井の高さ及び建築物の高さを記載した図書	建築士事務所名、一級建築士の氏名、登録番号、摘要欄及び図面表題部を除いた部分
		断面図 3		
		断面図 4		

(別紙2)

審査会の処理経過

年月日	処 理 内 容
22. 3. 19	諮問（諮問第5号）
3. 23	異議申立人に対し、情報公開・個人情報保護審査会 諮問通知書送付
3. 25	実施機関に対し、行政文書一部公開決定理由説明書 の提出要請
3. 30	行政文書一部公開決定理由説明書を受理
3. 31	異議申立人に対し、行政文書一部公開決定理由説明 書の写しを送付及び意見書の提出要請
4. 20	異議申立人から意見書提出
4. 20	実施機関に意見書（写し）送付
4. 30	審議（第18回審査会）
6. 1	審議（第19回審査会） 実施機関から行政文書一部公開決定理由説明の聴取
6. 29	審議（第20回審査会） 異議申立人から意見聴取
8. 11	審議（第21回審査会）
9. 28	審議（第22回審査会）
11. 2	審議（第23回審査会）
11. 26	審議（第24回審査会）
12. 21	審議（第25回審査会）
23. 1. 31	答申